

(郡山市緑地等管理中央センター条例の一部改正)

第20条 郡山市緑地等管理中央センター条例(平成元年郡山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後									改正前							
別表第1(第9条関係) 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料									別表第1(第9条関係) 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料							
使用目的	使用区分	対象	A	B	C	D	E	F	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第3条の事業に該当するもの	多目的ホール	一般	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	第3条の事業に該当するもの	児童等	400円	700円	800円	1,000円	1,400円	1,700円
		高校生	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円		生徒等	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円
		中学生	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円		一般	900円	1,300円	1,600円	2,000円	2,700円	3,300円
		以下														
その他	研修室		400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	その他		8,000円	11,900円	14,200円	18,000円	23,500円	28,400円
	多目的ホール	13,100円	13,100円	13,100円	26,200円	26,200円	39,300円									
	研修室		1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円								
備考 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒をいう。 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。									備考 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒をいう。 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に使用する場合は、							

4 多目的ホールの暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

5 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料
第3条の事業に該当するもの	多目的ホール	2分の1面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の
			2分の1の額

備考

1 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められた場

当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。

4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

6 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

7 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料		
第3条の事業に該当するもの	多目的ホールの	2分の1面	貸切使用料の2分の1の額		
			研修室	1室	1回につき 200円
その他	研修室	1室	1回につき 1,200円	半日につき 2,200円	1日につき 3,300円

備考

1 「1回」とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで

合の使用料については、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。

- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

### 3 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

#### 備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3・4 (略)
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

で又は午後5時から午後9時までの、「半日」とは午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

- 2 多目的ホールを時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）又は休日等に使用する場合は、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 研修室を時間外又は休日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 5 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

### 3 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

#### 備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3・4 (略)

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるとき

4 設備等使用料

区分	使用料
マイクロフォン	1本1時間につき100円
フロアシート	10平方メートル1日につき10円
シャワー使用料	1室1時間につき100円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

A	B	C	D	E	F
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

備考

- 1 休日等に使用する場合は、使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上

は、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

げる。